

門真市民文化会館（ルミエールホール）

及び門真市立市民交流会館（中塚荘）

令和2年（2020年）度－令和6年（2024年）度
指定管理者募集要項

令和元年（2019年）5月

門真市市民生活部 文化・自治振興課

【 目 次 】

1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	指定予定施設の概要など・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
3	指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲・・・・・・・・	P 2
4	利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
5	指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
6	申請資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
7	申請方法及び受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
8	選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
9	指定管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
10	選定から引き継ぎまで・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
11	経費負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11
12	その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12

門真市民文化会館・門真市立市民交流会館

指定管理者募集要項

1 趣旨

門真市（以下「市」という。）は、地方自治法第244条の2第3項及び門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例（以下「手続条例」という。）の規定に基づき、施設の設置目的をより効果的に達成するため、門真市民文化会館・門真市立市民交流会館（以下「指定予定施設」という。）の指定管理者を募集します。

2 指定予定施設の概要など

1 施設の概要

名 称	門真市民文化会館 (ルミエールホール)	門真市立市民交流会館 (中塚荘)
設置目的	市民に優れた文化・芸術に接する機会を提供するとともに、市民自らの文化活動を促し、もって市民の交流と文化の向上に寄与する	市民の相互交流の場を提供するとともに、市民自らの文化活動や交流活動を促し、もって市民の交流と文化の向上に寄与する
所在地	門真市末広町 29 番 1 号	門真市月出町 11 番 1 号
開設年月日	1993（平成5）年5月2日	1998（平成10）年5月1日
敷地面積	7,290.55 m ²	1,684.11 m ²
建築面積	4,370.19 m ²	768.09 m ²
延べ床面積	11,784.51 m ²	1,032.03 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上3階 地下2階	地上2階 地下なし
開館時間	午前9時から午後10時まで	午前9時30分から午後9時30分まで
休館日	火曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の休日でない直近の日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日	
備 考	指定管理者が特に必要と認めるときは、開館時間や休館日を市の承認を受けて変更することができます。	

2 今回の公募で特筆すべき点

門真市民文化会館は開館から 25 年が経過したことから、2019（令和元）年度において、経年劣化等への対応策をとるため、1 年間閉館し耐震強化やバリアフリーの推進、トイレ改修など、人にやさしい施設をめざして大規模改修に取り組んでいます。さらに、文化施設として種々の事業を市民に提供するだけでなく、市民の自主・自発的な文化芸術に関する生涯学習活動を積極的に支援できるように、社会教育施設としての機能をも併せ持つ施設として、市民交流会館ともども条例・施行規則改正を行ったところです。

平成 29 年に、国において文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正され、地方公共団体も文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされました。本市では、平成 22 年に門真市文化芸術振興基本方針を策定後 10 年が経過することから、これを見直し、新たに門真市文化芸術推進基本計画を令和 2 年度末までに策定します。とりわけ、文化芸術活動や情報の収集発信拠点となる指定予定施設の指定管理者には、これまで文化芸術振興策実施における市との協働のパートナーとしての役割を求めてきましたが、同推進基本計画策定後の施策推進のためにも計画そのものについてより深く理解していただきたく、策定支援業務についても積極的な提案を求めたく考えております。また、これまで 1 階レストランについては、来館者の利便性を図るため設置し、行政財産の目的外使用という形で直接市が募集していましたが、そのスペースの活用についても、飲食提供機能を活かすことを前提に指定管理者による提案に基づく形態によるものとし、提案を求めています。

3 大規模改修の概要

別紙16を参照ください。

4 条例・施行規則改正の概要

別紙17を参照ください。

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

1 管理の基準

(1) 管理の基準

門真市民文化会館条例及び門真市立市民交流会館条例（以下「条例」という。）、門真市民文化会館条例施行規則及び門真市立市民交流会館条例施行規則（以下「規則」という。）、募集要項及び別添の業務仕様書の規定に基づいてください。

(2) 運営の尊重事項

運営にあたっては門真市文化芸術推進条例や、門真市文化芸術振興基本方針及び今後策定予定の門真市文化芸術推進基本計画を尊重してください。

2 指定管理者の業務

指定管理者が行う業務は次のとおりです。なお、業務の詳細については業務仕様書を参照してください。

- ①指定予定施設の利用の許可・取消し、その他の指定予定施設の利用に関する業務
- ②指定予定施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③指定予定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- ④その他市が特に必要と認める業務

3 指定管理者ができない業務

施設の用途又は設置目的以外に指定予定施設を利用させることはできません。自動販売機の設置は、市の許可が必要となります。

4 利用料金

1 利用料金の取扱い

指定管理者は利用料金を指定管理者の収入として収受することができます。

2 利用料金の額

利用料金の額は条例及び規則に掲げる額の範囲内で指定管理者が市の承認を受けて定めるものとします。なお、指定管理者が定める利用料金には消費税が含まれます。

5 指定期間

指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

6 申請資格

1 申請することができる団体の資格

申請することができる団体は指定管理業務を行う人的・物的管理能力を有する個人以外の団体とします。

2 申請不適格団体

次のいずれかに該当する団体やその団体を構成員とする場合は申請できません。

- ①代表者、役員又は使用人が刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）又は第198条（贈賄）に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検又は逮捕を経ないで公訴を提起されてから1年を経過しない者
- ②団体やその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）又は第8条第1項第1号（禁止行為）の規定に違反するとして、公正取引委員会や関係機関に認定された日から1年を経過し

ない者

- ③市から建設工事等にかかる入札参加停止を受けている者
- ④労働者災害補償保険に加入していない者
- ⑤会社更生法、民事再生法などに基づく更正又は再生手続を行っている者。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど経営状態が著しく不健全な者
- ⑥当該施設の管理運営に必要な許認可等について監督官庁から取消し又は停止を受けた団体については、取消し日から1年以上、停止期間終了日から6カ月以上経過していない者
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団や、それらの利益となる活動を行う者
- ⑧地方自治法第244条の2第11項の規定により、市又は他の地方公共団体から指定を取り消された団体については、その取消しの日から1年が経過しない者
- ⑨直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税、固定資産税、都道府県民税、市町村民税の滞納がある者
- ⑩地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者

3 欠格事項

応募団体が次の要件に該当する場合は選定の対象から除外します。なお、複数団体が共同で応募する場合において構成団体のいずれかが次の要件に該当するときも選定の対象から除外します。

- ①複数の提案書類を提出した場合
- ②申請者と申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は指定予定施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）の委員と個別に接触した場合
- ③申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ④申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤申請書類提出後に施設の事業計画の内容を変更した場合
- ⑥その他不正な行為があった場合

7 申請方法及び受付期間

1 募集要項等の配布から申請書類の受付までの日程

(1)募集要項等の配布

- ①配布期間：令和元年5月13日(月)から5月31日(金)まで
- ②配布時間：平日の午前9時から午後5時30分まで
- ③配布場所：門真市市民生活部 文化・自治振興課（市役所別館3F）

※市HPからもダウンロードできます (<http://www.city.kadoma.osaka.jp/>)

(2)現地説明会

- ①開催日時：令和元年6月6日(木)午前10時から午後2時30分まで(9時50分集合)
午前中、門真市民文化会館(ルミエールホール)において説明会と見学会を、午後1時30分から門真市立市民交流会館(中塚荘)の見学会を開催します。ルミエールホールについては大規模改修中のため、一部施設が見られない場合がありますので、ご了承ください。
- ②集合時間：午前10時
- ③集合場所：門真市民文化会館(ルミエールホール) 1階エントランス
- ④申込方法：参加を希望の場合は現地説明会参加申込書(様式第1号)に必要事項を記入し令和元年5月13日(月)から5月31日(金)までの午前9時から午後5時30分までに後記(6)記載の提出先に持参又は郵送してください
- ⑤留意事項：応募登録申込には現地説明会への出席が必要です。なお、現地説明会への参加は各団体2人以内とします。ヘルメットをご持参ください

(3)応募登録

- ①申込方法：指定管理者に応募する場合は応募登録申込書(様式第2号)に必要事項を記入し、後記(6)記載の提出先に持参又は郵送してください。
- ②受付期間：令和元年6月6日(木)から6月13日(木)まで
- ③受付時間：平日の午前9時から午後5時30分まで
- ④留意事項：現地説明会に出席した団体に限り応募登録を受け付けます。

(4)応募に関する質問

- ①申込方法：質問票(様式第3号)に質問内容を簡潔に記入し、受付期間内に後記(6)記載の提出先に持参又は郵送してください。
- ②受付期間：令和元年6月6日(木)から6月13日(木)まで
- ③受付時間：平日の午前9時から午後5時30分まで
- ④回答期限：令和元年6月27日(木)
- ⑤回答方法：回答は市のホームページに掲載します。
(<http://www.city.kadoma.osaka.jp/>)
- ⑥留意事項：回答内容は募集要項等の追加又は修正とみなします。
応募登録の申し込みをした団体に限り質問を受け付けます。
受付期間内に到着しなかった郵送による提出や、口頭、電話、FAX、E-mailなどによる質問には回答しません。

(5)申請書類の受付

- ①受付期間：令和元年8月1日(木)から8月8日(木)まで
- ②受付時間：平日の午前9時から午後5時30分まで
- ③提出方法：申請書類を後記(6)記載の提出先に持参してください。
申請を受理した場合は申請受理書を交付します。
- ④留意事項：応募登録申し込みをされた団体に限り申請書類を受け付けます。

(6)問合せ・申請書類提出先 門真市市民生活部文化・自治振興課
所在地 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

2 申請書類

指定管理者に応募する場合は、「申請書類一覧」（様式第4号）を表紙とし、次の申請書類を正本1部、副本10部提出してください。

(1)申請書類

①指定管理者指定申請書（様式第5号）

②申請資格を有していることを証する書類

ア 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、定款又は寄付行為、印鑑証明書
団体の代表者並びに役員等の氏名・履歴を記載した書類

イ 直近3カ年分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税：その1・その3の3・その4、固定資産税、都道府県民税、市町村民税）

※ 本社所在地分のものとしします

③施設事業計画書概要（様式第6号）

④施設事業計画書（様式第7号）

⑤管理業務収支計画書（様式第8号）

総括表及び令和2年度から6年度までの年度ごとのものを提出してください。

⑥申請団体の経営状況を説明する書類

ア 過去2事業年度の損益計算書又はこれに類する書類

イ 過去2事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書類

ウ 前事業年度の欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書別表七（一）
（欠損金等がない場合は必要ありません）

エ 前事業年度の事業報告書

※ 団体設立後3年未満の場合や該当項目がないため書類が存在しない場合にあってはこの限りではありません。

⑦就業規則及び給与規程等の写し

労働局の受理印のある就業規則の写し及び業務従事予定者の給与額のわかる給与規程又はそれに代わるものの写し。ただし、労働局に提出義務のない場合などは別紙可。

⑧指定管理者指定申請に係る誓約書（様式第9号）

(2)留意事項

①正本は⑦を除きすべて原本としてください。なお、副本はコピーを使用しても構いません。

②法人登記簿謄本及び印鑑証明書は申請日から3カ月以内に発行されたものとしてください。

3 複数団体で応募する場合

(1)申請書類

①上記の申請書類のほか、「共同提案の場合の構成団体の概要」（様式第10号）及び委任状を提出してください。

②様式第5号及び第9号の申請者の欄にはグループ名、代表団体の所在地及び名称、

グループの代表者名を記入し、押印してください。

③委任状にはグループ名、代表団体、構成団体及び受任者の所在地、名称及び代表者名のほか、委任事項などを記載してください。

④申請書類のうち申請資格を有していることを証する書類、申請団体の経営状況を説明する書類、就業規則及び給与規定等の写し及び「指定管理者指定申請に係る誓約書」(様式第9号)については構成団体ごとに提出してください。

(2)複数団体で応募する際の留意事項

①提案件数は1グループにつき1提案とし、1つのグループの構成団体は他のグループの構成団体になるほか、単独で申請を行うことはできません。

②グループの構成団体は応募登録の申し込みをした者に限ります。

8 選定基準

1 審査及び選定に関する事項

(1)選定委員会の設置

申請書類等について審査を行う選定委員会を設置し、指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)を選定します。

(2)選定委員会の構成

選定委員会は次の者により構成します。

①学識経験を有する者

②指定予定施設の管理運営について専門的知識を有する者

③市職員

(3)審査方法

第1次審査：申請書類の審査により応募団体から上位3位以内を選定します。

第2次審査：第1次審査で選定された団体によるプレゼンテーションの審査を行い、第1次審査及び第2次審査との総合的な評価により候補者を第2順位まで選定します。

(4)選定結果の通知

第1次審査の結果は10月中旬までにすべての申請団体にお知らせします。その際、第2次審査該当団体には第2次審査の日時及び会場などをお知らせします。

(5)会議録の公開

審議会等の会議の公開に関する指針第8条第2項に基づき各回の会議終了後2週間以内に議事の要旨を公表するとともに、市により候補者が決定された後、門真市情報公開条例第6条に掲げる不開示情報を除いた会議録を市ホームページ及び情報コーナーで公表します。

2 評価項目

評価項目は、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条に掲げられた選定基準に照らし合わせ、以下のとおりとします。

選定基準		評価項目	期待する事項
1	平等利用の確保	施設を管理運営する際の方針等	施設の設置目的や協働の概念をよく理解し、施設の役割を十分に検討していること
		平等な利用を図るための具体的な手法	公の施設として、利用者が平等に利用できるような管理を行うこと
2	施設の効用を最大限に発揮させるための方策	利用者の増加を図るための具体的な手法	将来に渡り利用者の増加が期待できる具体的な提案であること
		サービスの向上を図るための具体的な手法	新たなサービスの実施などにより、利用者の満足度を向上させること
		施設・設備の維持管理及び改修・整備についての提案	老朽化した施設であることを踏まえ、的確な提案を行うこと
		防犯、防災及び緊急時の取組み	実効性の高い取組みであること
		レストランススペースの活用	飲食機能を保持しつつレストランススペースを活用して、施設の設置目的をより一層生かせるような提案であること
3	管理経費の縮減	指定管理料の額	(最低価格/提案価格) × 配点 ※小数点第一位以下切り捨て
		指定管理料の縮減を図るための具体的方策	利用者の満足度を損なわないよう経費縮減を図ること
4	管理を安定して行う体制	人員配置及び外注計画などの組織体制	各業務において専門性の高い人員を配置するとともに、外注する業務においても的確に判断し指示できる人員を配置すること
		雇用確保の方策と労働条件	公の施設としてふさわしい労働条件であること
		職員の指導育成、研修体制	職員のモチベーションや資質を継続的に高めるものであること
		類似施設の管理運営に関する実績	十分な実績と信頼できるノウハウを有していること
		申請団体の経営状況	財務状況が健全であること
5	その他が必要と認める基準	社会的要請に応えた体制・活動内容	障害者や高齢者等の雇用や地域の活性化に資するものであること
		文化芸術推進基本計画策定支援事業の提案内容	門真市文化芸術振興基本方針をよく理解し、これを検証して、魅力的な推進基本計画を策定するにあたって、計画策定後、市の協働パートナーとして推進していく立場での企画、支援策の提案であること
		文化芸術情報の収集及び発信方法	市民の新たな文化芸術活動のきっかけとなるものであること

9 指定管理者の責務

1 個人情報の取扱い

門真市個人情報保護条例第10条及び手続条例第14条第2項の規定に基づき、指定予定施設の利用者等に係る個人情報を保護するための措置を講じていただきます。

2 情報公開への対応

(1)情報の公開

手続条例第14条第3項の規定に基づき、指定予定施設の管理に際して保有する情報の公開について必要な措置を講じていただきます。

(2)情報公開請求

市に提出する申請書類等は情報公開請求の対象となります。(当該募集に係る申請書類のほか、第2次審査でのプレゼンテーションの内容を含む。)

3 管理関係法令及び労働関係法令の遵守

指定予定施設の管理に係る法令や業務従事者の労働に関する権利を保障するための法令を遵守してください。(建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、警備業法、電気事業法、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法など)

4 公正採用への対応

大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱の規定に基づき、一定規模の事業所において公正採用選考人権啓発推進員の設置をしていない場合は対応してください。

5 人権研修の実施

業務に従事する者が人権について正しい認識を持つよう研修を行ってください。

6 就職困難者の雇用及び障がい者法定雇用率の達成への取組み

障がい者、高齢者、母子家庭の母など就職困難者に対応した雇用を図ってください。また、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が達成されていない場合は指定予定施設における雇用に誠実に履行してください。

7 継続雇用への配慮

雇用の安定化を図るために、職員等の採用にあたっては既存の職員の継続雇用にできる限り配慮してください。

8 責任及びリスクの分担

施設の保守管理、安全点検、衛生管理及び修繕は指定管理者の責任とし、修繕箇所が発生したら市と協議を行い対処するものとします。事故、火災等による施設の損傷、被災者に対する責任は事案ごとの原因により判断しますが、第一次的責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限になるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、速やかに市に報告しなければならないものとします。なお、責任及びリスクの分担については別紙1の「責任・リスク分担表」を参照してください。

10 選定から引き継ぎまで

1 議会の議決と指定管理者の指定

候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、門真市議会（以下「議会」という。）に候補者を指定管理者とする議案を提出し、議決を経たのち指定することになります。なお、議会の議決を得られなかった場合や否決された場合、候補者が本件に関して支出した経費は一切補償しません。

2 協定に関する事項

候補者と市は議会の議決及び告示を経て指定管理者の行う業務の範囲や内容などについて協議を行い、基本協定及び年度協定の締結を行うものとします。

3 管理運営の引継ぎ

(1)引継ぎの開始

候補者は議会による議決後、速やかに業務の引継ぎを開始していただきます。

(2)引継ぎに要した経費

業務の引き継ぎに要した経費はすべて候補者の負担とします。議会の議決を得るまでの間において候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認める事由が生じたときは、指定管理者に指定しない場合があります。なお、この場合において候補者が準備のために支出した経費は一切補償しません。

4 指定の取消し等

(1)指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、指定を取り消すことができるものとします。なお、この場合において市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

(2)不可抗力等による場合

不可抗力等、市と指定管理者双方の責めに帰することのできない理由により事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について市と指定管理者が協議し、事業の継続が困難であると判断した場合は、指定を取り消すことができるものとします。なお、これにより指定管理者に損害が生じたとしても、市はその賠償の責

めを一切負わないこととします。

11 経費負担

1 指定管理料

指定管理料の額などについては市と指定管理者が締結する協定において定めるものとします。

(1)指定管理料の額

指定管理料には人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費及び事業費などすべての経費を含むものとします。指定管理料の額は各年度の債務負担行為の限度額以内となりますので、申請時の提案価格を下回る場合があるほか、事故や自然災害などの特別な場合を除き、原則として増額しません。

(2)支払方法

指定管理料は各年度の4月から翌年の3月まで4半期ごとに口座振込により支払います。

2 修繕料

一般的な経年劣化に対する維持管理や、毀損した固定資産の現状復帰のための軽微な修繕（1件あたり、消費税を含む50万円未満の小規模修繕）は、原則として指定管理者が行うこととします。なお、1件当たりの上限額を超える修繕、また、軽微な修繕であっても回数が多く指定管理料における修繕費の範囲を超える場合や、大規模な修繕の必要が生じた場合には、指定管理者は修繕計画等を提出し市と協議して、市がその必要性や妥当性を検証・判断し予算措置した上で修繕を行います。

大規模な修繕の定義や基準額などはありませんが、近年の実績として大ホール操作パネル一式修繕(3,549千円)、空調設備修繕(2,200千円)、自動扉修繕(840千円)。中塚荘では火災報知設備の修繕(1,998千円)などがありました。

3 保険の加入

指定管理者が被保険者となる下記の補償額等以上の保険に加入してください。動産総合保険は門真市立市民交流会館内で生じた美術コレクションの損害に対して保険金が支払われるものに加えしてください。なお、施設の火災保険については市が加入します。

名 称	単 位	補償額等
対人賠償責任保険	一事故につき	500,000,000円
対物賠償責任保険	一事故につき	10,000,000円
受託者賠償責任保険	一事故につき	100,000円
動産総合保険	1年間につき	保険料の合計が378,500円

4 施設の目的外使用許可の申請及び使用料の市への納付

指定予定施設に自動販売機などを設置する場合は、市に対して行政財産の目的外使用許可の申請を行い、行政財産使用料を納付していただきます。

5 前受金の取扱い

前の指定管理者がその指定期間に収受した利用料金のうち、その利用がこの募集に係る指定期間であるものについては事業の実態と符号させるため、市が前の指定管理者から返還を受け、新たな指定管理者の口座に振り込むものとします。また、指定期間に収受した利用料金のうち、その利用が次の指定期間であるものについては、次の指定管理者の収入とするため、指定期間終了後、市に返還してください。

12 その他の留意事項

1 利用許可に関する不服申し立てがあった場合

指定管理者が行った利用許可の決定に不服があり、法律に基づく不服申し立てがあった場合は市が受け付けることとします。

2 指定管理者に対する指示等

(1) 指示及び指定の取消し等

市は指定管理者に対して業務の内容や経理の状況に関して報告を求め、必要な事項を指示することができることとします。また、指定管理者が市の指示に従わない場合や指定管理者の経営状況が著しく悪化しているなど施設の適正な管理に支障が生じる恐れがある場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

(2) 事務に関する検査

門真市監査委員が必要と認めるときは指定管理者が行う管理運營業務に関わる事務について市の監査に準じて検査を行うこととします。

3 各種税の取扱い

指定管理者として事業を行う上で、法人府民税・事業税・市民税の申告・納付義務が生じる場合がありますので、それぞれの税務関係機関に確認の上、適切に対応してください。

【問合先】

門真市市民生活部

文化・自治振興課

住所：〒571-8585 門真市中町1番1号

電話：06-6902-6034 Fax：06-6902-4935

E-mail sim02@city.kadoma.osaka.jp